

# 日本ウマ科学会学会賞および奨励賞選考規程

[制 定 2013 年 6 月 12 日]

- 第1条 この規程は、日本ウマ科学会（以下「この学会」という。）会則第3条3号及び日本ウマ科学会会則施行規程第9条により設ける。
- 第2条 日本ウマ科学会学会賞（以下「学会賞」という。）は、ウマ科学あるいは馬事文化の発展に顕著な業績を挙げ、学会活動に功績のあった正会員に対し、1回に限り授与する。
2. 日本ウマ科学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）は、受賞年の11月1日において満40歳以下で、ウマ科学あるいは馬事文化に優れた業績を挙げた将来有望な正会員に対し、1回限り授与する。
  3. 受賞対象業績は、この学会の学会機関誌J. Equine Sci.またはHippophileに掲載されたものとする。ただし、本学会の学術集会で発表され他の学術誌等に掲載された業績も考慮することができる。
- 第3条 学会賞及び奨励賞の授与に関しては、次の各号に従うことを原則とする。
- 1) 受賞は、各賞毎年1件以内とする。
  - 2) 賞は、賞状、賞牌からなる。
- 第4条 正会員は、受賞候補者を推薦することができる。
2. 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年5月31日までに受賞候補者の所属機関、職、氏名、略歴、論文題目及び業績内容（200字以内）並びに推薦者の所属機関、職及び氏名を記入した推薦理由書を提出しなければならない。
- 第5条 受賞候補者の選考は、選考委員会が行う。
2. 選考委員会は常設とし、学術担当常任理事、編集担当常任理事及び学会機関誌編集委員長をもって組織する。なお、会長が必要を認めるときは、理事若干名を選考委員として指名することができる。
  3. 選考委員会委員長は編集担当常任理事とする。
  4. 選考委員会委員長は、毎年8月31日までに選考経過、選考結果及び選考理由を、文書をもって会長に報告しなければならない。
- 第6条 会長は、選考委員会の報告を理事会に諮り、理事定数の3分の2以上の賛成を得た者を受賞者と決定する。
- 第7条 この規程の改正は、庶務担当常任理事の提案に基づき、常任理事会の議を経て行う。

（附則）

本規程は、2013年6月12日から施行する。